

○備前市簡易給水施設設置及び給水に関する条例

平成17年3月22日

条例第218号

改正 平成17年12月21日条例第258号

平成19年10月1日条例第39号

平成25年12月20日条例第43号

令和元年6月28日条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、飲料水の衛生的かつ安定的供給を図り、日常生活水準の向上に資するため、簡易給水施設(以下「施設」という。)を設置する。

(施設の名称及び給水区域)

第2条 施設の名称及び給水区域は、次のとおりとする。

名称	給水区域
八塔寺簡易給水施設	吉永町加賀美(八塔寺地内)
檜簡易給水施設	吉永町和意谷(檜地内)
和意谷簡易給水施設	吉永町和意谷(和意谷地内)
大藤上簡易給水施設	吉永町都留岐(大藤上地内)
大藤下簡易給水施設	吉永町都留岐(大藤下地内)
牛中簡易給水施設	吉永町笹目(牛中地内)

第3条 削除

(料金)

第4条 施設の料金は、別表に規定する料金に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(料金の徴収方法)

第5条 施設の料金の徴収は、備前市水道事業給水条例(平成17年備前市条例第211号)第36条の規定を準用する。

(他の条例の準用)

第6条 この条例に規定するもののほか、給水についての必要な事項は、備前市水道事業給水条例の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「水道事業管理者」又は「管理者」とあるのは、「市長」と読み替える。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。ただし、第4条、第5条及び第6条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月21日条例第258号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年10月1日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成20年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の備前市簡易給水施設設置及び給水に関する条例別表の規定は、平成20年3月の定例日におけるメーターの点検(やむを得ない理由により、定例日に替えて、定例日以外の日に行う点検を含む。以下「3月点検」という。)の後に行う点検に基づき徴収すべき料金について適用し、3月点検以前の点検に基づき徴収すべき料金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月20日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 備前市水道事業給水条例、備前市飲料水供給施設給水条例又は備前市簡易給水施設設置及び給水に関する条例に係る料金であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続しているもので、施行日以後の最初の検針により確定する料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 備前市水道事業給水条例、備前市飲料水供給施設給水条例又は備前市簡易給水施設設置及び給水に関する条例に係る料金であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続しているもので、施行日以後の最初の検針により確定する料金については、なお従前

の例による。

別表(第4条関係)

メーター口径	基本料金(1月につき)		水量料金	
	基本水量	料金	第1段	第2段
13mm	8m ³	840円	8m ³ を超え50m ³ までの水量1m ³ につき140円	50m ³ を超える水量
20mm	8m ³	1,040円		1m ³ につき150円
25mm	8m ³	1,310円		